

# フロン排出抑制法

## 行程管理票

含む確認証明書

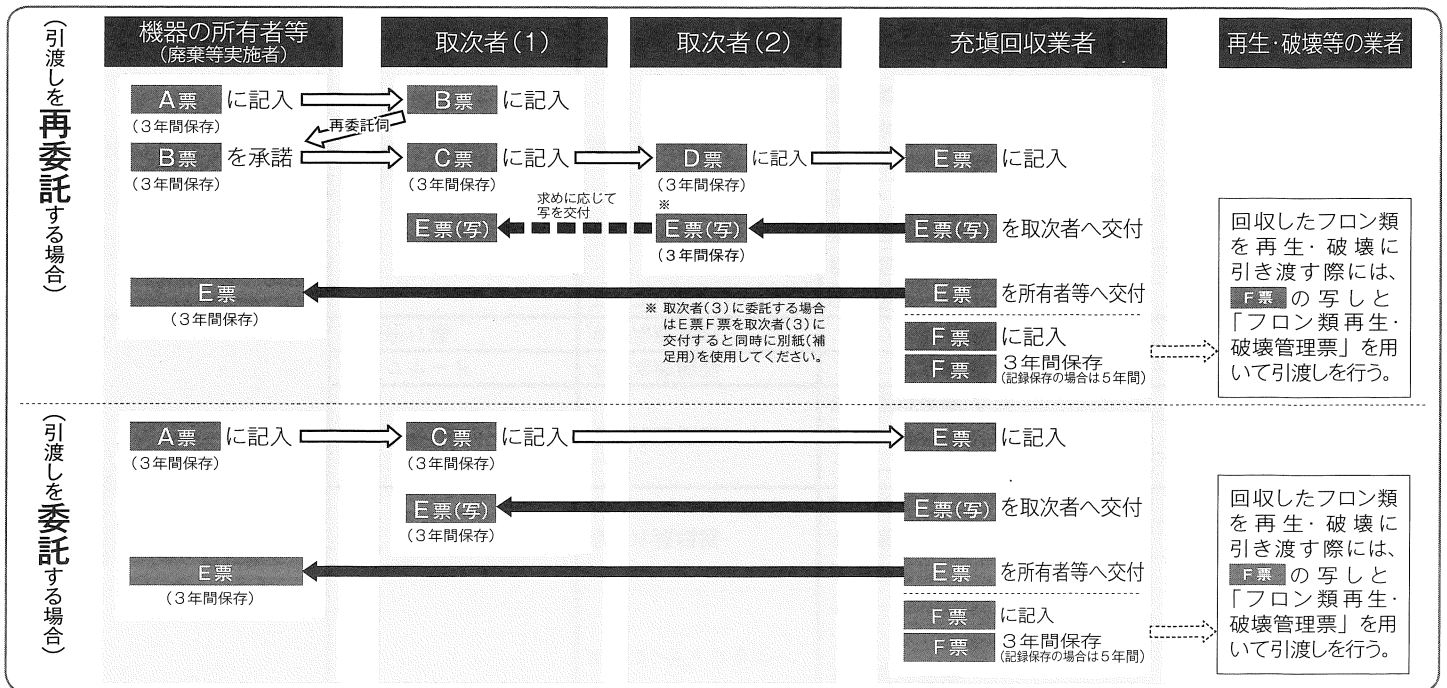
**汎用版**  
(主に再委託用)



※この行程管理票は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合に使用します。  
(ただし、3回以上委託する場合は、併せて「補足用」を使用します)

- A票** (記入者) 機器の所有者(以下、廃棄等実施者)：**委託確認書(写)**(兼 回収依頼書(写))
  - ・第一種特定製品の廃棄等を行う場合(当該処理等を取次者に委託する場合を含む)に使用します。廃棄等実施者はこの書面を3年間保存します。
- B票** (記入者) 取次者(1)及び廃棄等実施者：**再委託承諾書**
  - ・取次者1が、フロン類の処理等を取次者2に再委託する場合、廃棄等実施者の再委託承諾書として使用します。廃棄等実施者はこの書面を3年間保存します。
- C票** (記入者) 取次者(1)：**委託確認書 兼 再委託承諾書**
  - ・取次者1が、フロン類の処理等を取次者2に再委託する場合、または充填回収業者に依頼する場合に、委託確認書として使用します。取次者1はこの書面を3年間保存します。
- D票** (記入者) 取次者(2)：**委託確認書 兼 再委託承諾書(写)**
  - ・再委託を受けた取次者2が充填回収業者に依頼、または取次者3へ再々委託する場合(補足用使用)に、取次者2が使用します。取次者2はこの書面を3年間保存します。
- E票** (記入者) 充填回収業者：**委託確認書(兼 回収依頼書) 兼 引取証明書 兼 確認証明書**
  - ・フロン類の回収を依頼された充填回収業者が、フロン類の回収後に引取証明書として使用します。充填回収業者はこの書面を廃棄等実施者及び最終の取次者に交付します。廃棄等実施者及び最終の取次者は、この書面を3年間保存します。
  - ・フロン類の有無の確認を求められ、確認の結果、全ての機器が充填ゼロであった場合のみ確認証明書として使用します。
  - ・引取証明書あるいは確認証明書として使用することはできませんが、同時に1枚で両方の証明書として使用することはできません。
- F票** (記入者) 充填回収業者：**引取証明書(写) 兼 確認証明書(写)**
  - ・充填回収業者は、この書面を3年間保存します。また、再生・破壊処理に引き渡す場合は、別票(フロン類再生・破壊依頼票)を使用し、再生証明書・破壊証明書の交付を受けてください。

### 【行程管理票の流れ】



### 【機器を処分する時の流れ】

